

令和4年第5回農業委員会総会 議事録

開催日時 令和4年5月27日（金） 午前8時55分～12時00分

開催場所 いちき串木野市役所 市来庁舎 3階会議室

出席農業委員（12人）

会長	12番	前田	浩二
会長代理	11番	久木山	純広
	1番	池田	善之
	2番	蓑手	幹夫
	3番	樋ノ口	正信
	4番	川畑	千秋
	5番	西	美香
	6番	木場	由美子
	7番	野元	京子
	8番	古賀	久美子
	9番	西村	四男
	10番	外菌	健藏

出席農地利用最適化推進委員（3人）

串木野地区1	藤園	宗男
串木野地区2	井手迫	正博
市来地区	永井	美治

出席職員 平川局長、篠原主幹、松原主査、棚町主査

議事録署名委員（4番 川畑 千秋 委員 ・ 5番 西 美香 委員）

議事日程

議事録署名委員の指名

日程第1 報告議案第9号 耕作放棄地に係る非農地判断の取り消し（2件）について

日程第2 報告議案第10号 農地の転用事実照会に関する回答について

日程第3 議案第28号 農地法第3条第1項の規定による許可申請（4件）について

日程第4 議案第29号 農地法第5条第1項の規定による許可申請（6件）について

日程第5 議案第30号 非農地証明願（1件）について

日程第6 議案第31号 農用地利用集積計画（一括方式）案（7件）について（新規7件）

日程第7 議案第32号 いちき串木野市農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針の策定（案）について

日程第8 議案第33号 令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）並びに令和4年度最適化活動の目標の設定等（案）について

会議の概要

局長 皆様、おはようございます。ただ今から、令和4年第5回いちき串木野市農業委員会総会を開会いたします。まず始めに、会長よりあいさつをお願いいたします。

会長 (あいさつ)

局長 ありがとうございます。それでは、令和4年第5回いちき串木野市農業委員会総会を進めてまいります。いちき串木野市農業委員会会議規則第5条により、会議の議長は、会長が行うことになっております。会長よろしく申し上げます。

会長 それでは、会議規則に基づきまして、私の方で議長を務めさせていただきます。まず議事に入ります前に、事務局より本日の農業委員の出席状況の報告をお願いします。

局長 農業委員定数 12 名で、現在数 12 名に対し、出席委員 12 名で全員出席で、過半数に達しております。よって、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項及びいちき串木野市農業委員会会議規則第 7 条の規定により、本日の総会が成立していることを報告いたします。なお、農地利用最適化推進委員の 3 名の方々とも、出席されていることを報告いたします。

議長 ありがとうございます。それでは、お手元に配付してあります会次第に従いまして、進めてまいります。

まず議事に入ります前に、本日の議事録署名委員の指名をしたいと思っております。いちき串木野市農業委員会規則第 15 条第 2 項に規定する議事録署名委員ですが、恒例により私の方で指名させていただいてよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

議長 それでは議事録署名委員は、4 番 川畑千秋委員、5 番 西美香委員にお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

お手元に配付してあります会次第に従いまして、進行してまいります。早速議事に入ります。

日程第 1 報告議案第 9 号耕作放棄地に係る非農地判断の取り消しについてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

松原主査

日程第1報告議案第9号耕作放棄地に係る非農地判断の取り消しについてであります。1ページをご覧ください。

平成26年11月28日開催の農業委員会総会で、大里〇〇は非農地として判断されましたが、今回農地法第5条第1項の規定による許可申請No.2で分筆し、一部転用の申請がありましたので、西村委員と池田委員に現地確認をしていただきました。

なお、平成28年7月相続により〇〇さんへ所有者変更してあるため、5条申請の貸人と上記の非農地取り消しの所有者とは名前が違っております。

次に、川上〇〇は、令和3年11月26日開催の農業委員会総会で、非農地として判断されましたが、今回農地法第3条第1項の規定による許可申請No.2の申請がありましたので、こちらは樋ノ口委員と西委員に現地確認をしていただきました。

つきましては、大里〇〇の一部を西村委員、川上〇〇を樋ノ口委員に報告をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

議長

はい、それでは今事務局の説明がありました。現地の方も改めて確認調査をしておられますので、調査をした委員の方から報告をお願いしたいと思います。まず、上の方の大里〇〇の一部についてお願いします。

西村委員

9番西村です。現場を確認して参りました。みかんが2～3本残っている程度で、周りは山林化している状態でした。

議長

今回非農地判断を取り消す所は、平成26年当時は、周囲と同じような山のような状態だったんでしょうね。

西村委員

そうですね。

議長

その後、この部分だけを伐採して、抜根して元の畑の状態に戻したということですかね。

西村委員

はい。

議長

わかりました。それでは、川上の方の現地調査について、樋ノ口委員報告をお願いします。

樋ノ口委員

3番、樋ノ口です。（スクリーンを指しながら）ちょっと見たら、ハウスのようなものがあります。畑の中の一部なんですけど、去年パトロールをした時には上までかずらで、山のような盛り上がった状態

でした。その手前にブルーベリーとか、山手の方に柿とか茶畑がありましたが、全部かずらで覆われていたんです。2月と4月に私が見た時、4月までは山の状態でした。その後、本人さんが地主の方と話をして、払ったところで、今は少し耕耘したような状態になっていますが、かずらの根が大きくて、なかなか耕耘できず、一旦やめてかずらの根を処分してからまた耕耘した状況でした。以上です。

議長 はい、ありがとうございます。ただ今事務局の説明と、現地調査を改めてしていただいた西村委員、樋ノ口委員から報告がありました。皆さんの方から何かご質疑ございませんでしょうか。私の方から質問をしていいですか。この大里〇〇については、平成26年に非農地判断をして通知をしたんですかね。

松原主査 はい、通知は発送しております。

議長 だけど、地目変更はされなくて、現状の畑のままの地目でおかれていたということですね。

松原主査 そのままの地目で、相続で所有者も変わっています。

議長 相続して、名義変更だけはしてあったんですか。

松原主査 はい、名義変更だけはしてありました。

議長 その時に地目変更までされればよかったんですが。非農地通知はしたけど、所有者の方は地目変更をせずにそのまま放っておいたという状態であったということです。合わせて質問しますけれど、非農地判断を取り消した後は、残りの1500㎡余りについては、地権者は地目変更をされる予定なんですか。そのまま、また放っておくんですか。

松原主査 行政書士と話をしましたところ、残りの非農地の部分について、非農地通知の再発行をして地目を変えるそうです。

議長 非農地通知を再度発行するということですね。今、説明があったとおり、非農地のまま残る部分については、改めて農業委員会から非農地通知を発出して、それをもとに地目変更をしていただくことになっているそうです。他に何かご質問ありませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

議長

特にご質疑ないようでございますので、お諮りします。日程第1報告議案第9号耕作放棄地に係る非農地判断の取り消しについては、上の方の大里〇〇の一部については、分筆したうえで、479 m²について非農地判断を取り消す、そしてもう1筆の川上〇〇についても、後で3条申請につながってくるので、今回非農地判断を取り消して、また農地として取り扱うということで処理するというので、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

議長

異議なしということでございますので、日程第1報告議案第9号耕作放棄地に係る非農地判断の取り消しについて、この2筆については非農地判断を取り消して、今後は農地として扱うということで決定いたしました。

それでは次に進みます。日程第2報告議案第10号農地の転用事実照会に関する回答についてを議題とします。事務局の説明をお願いいたします。

松原主査

日程第2報告議案第10号農地の転用事実照会に関する回答についてであります。2ページから5ページになります。令和4年4月25日付で鹿児島地方法務局川内支局から依頼のありました、生福〇〇、畑、16 m²については、システムで平成14年8月5条転用許可があったことは確認できましたが、20年経過しており関係書類が現存していないため、詳細は不明となっております。令和4年4月27日に外菌委員、野元委員、篠原主幹により現地確認をしていただきました。現在は家の敷地の一画となっており、5ページのとおり法務局へ回答したところです。なお法務局へ経緯等確認したところ、合筆するにあたっての照会とのことで、今回の回答及び本人からの権利書確認により、5月18日で合筆されたとのことです。以上で説明を終わります。

議長

はい、ありがとうございます。平成14年頃の転用許可があった案件について、事実照会があったということで、5ページにありますとおり、法務局に対して回答をしております。今回のこの転用事実照会は、2ページの地図にありますとおり、太線の枠で囲ってある〇〇とか、〇〇、〇〇これらと一体的に合筆をして1つの土地にまとめるために、今回転用事実照会があったということでございます。何か皆さんの方からご質疑ございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

特にご質疑ないようでございます。日程第2報告議案第10号農地の転用事実照会に関する回答については、5ページにありますとおりの文書で回答するというご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長

異議なしということでございますので、日程第2報告議案第10号農地の転用事実照会に関する回答については、5ページにあります回答書のとおり回答することで決定いたしました。

次に進みます。日程第3議案第28号農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。今回の申請は4件ですが、4件全てについて事務局の説明、及び現地調査の報告をした後に質疑に入ります。それでは、事務局の説明をお願いいたします。

棚町主査

日程第3議案第28号農地法第3条第1項の規定による許可申請についてです。今月の申請は4件です。

6ページをご覧ください。No.1についてご説明いたします。譲受人が譲渡人から、所有する農地を贈与により譲り受けたいという申請です。今回の申請地は農用区域内農地です。譲受人は所有する農地を全て耕作しておられます。今回の申請地の近くにも、譲受人の所有する田があります。調査は【正】を久木山委員、【副】を川畑委員をお願いしてあります。よろしくお願いたします。

議長

はい、それでは現地調査の報告をお願いします。

久木山委員

11番久木山です。農地法第3条第1項の規定による許可申請No.1について、5月22日(日)午後5時40分から、申請のあった所有権の移転について、本人立会いのもと、川畑委員と調査をいたしました。場所については、6ページ、7ページを参照してください。今回の申請は、受人がいどこから受贈する申請であり、農用区域内農地です。現在も受人が作付けされていて、自宅から1kmで、5分くらいの通作距離です。労働力は3名で、作付けは水稻、麴米で、農機具等はトラクター、コンバイン等農業に必要な機械は全部確保されていて、私達が調査したところ何も問題はないと思います。皆様のご審議をよろしくお願いたします。

議長

ありがとうございます。それではNo.2について事務局の説明をお願いします。

棚町主査

8ページをご覧ください。No.2についてご説明いたします。借人が

貸人の所有する農地を、賃貸借したいという申請です。今回の申請地は農用地区域外農地です。借人は所有する農地はございませんが、借り受けている畑は全て耕作しておられます。調査は【正】を樋ノ口委員、【副】を西委員にお願いしてあります。よろしくお願ひいたします。

議長 それでは、現地調査の報告をお願いします。

樋ノ口委員 3番樋ノ口です。農地法第3条第1項の規定による許可申請のNo.2について、5月25日午前9時から、受人と西委員と現地確認をしてきました。今回は非農地から畑に戻し、農地の賃貸借による耕作面積の拡大です。8ページ、9ページをご覧ください。農地区分は農用地区域外農地です。借人は現在57aで、生姜、ビーツ、にんにくを輪作されています。作物は青果や加工して販売しているとのこと。また、借人は無農薬でマルチ栽培され、有機作物として届け出し、有機証明をもって販売されています。労働力は1人です。農機具は、管理機一式とトラクターを所有しています。自宅からは約900mです。周囲は畑で被害を及ぼす恐れはありません。私達が見てきたところ、問題はないと考えられます。皆様方のご審議をよろしくお願ひいたします。

議長 ありがとうございます。それではNo.3について事務局の説明をお願いいたします。

棚町主査 10ページをご覧ください。No.3についてご説明いたします。譲受人が譲渡人の所有する農地を、売買により譲り受けたいという申請です。今回の申請地は農用地区域内農地です。譲受人は所有する農地を全て耕作しています。調査は【正】を外菌委員、【副】を野元委員にお願いしてあります。よろしくお願ひいたします。

議長 はい、それでは現地調査の報告をお願いします。

外菌委員 10番外菌です。農地法第3条第1項の規定による許可申請のNo.3について、5月21日午後3時30分より、代理人と譲受人立会いのもと、野元委員と私が調査を実施いたしましたので、報告をいたします。申請地の位置図は10ページ、11ページになり、農用地区域内農地です。現在は水稻と馬鈴薯を作付けされ、申請地の畑にも馬鈴薯を作付けし、販売する計画です。労働力は常時2人で、農機具はトラクター、草払い機、馬鈴薯掘り取り機、動噴等を所有されています。申請地は自宅の目の前で、問題はないと見て参りましたが、皆様のご審議をよろしくお願ひいたします。

議長 はい、ありがとうございます。それではNo.4について事務局の説明をお願いします。

棚町主査 12 ページをご覧ください。No.4についてご説明いたします。これは先月提出された申請ですが、4月の事前検討会において、譲受人の現在の所有農地の有効活用がされていないことと、営農計画が適切ではなかったために、保留になっておりました議案です。今回営農計画を見直して、保有農地の草払いを行いましたので、ご審議いただきたい申請です。譲渡人が譲受人へ、所有する農地を贈与したいという申請です。今回の申請地は農用地区域外農地です。譲受人は近くに所有する農地と、今回の申請地と一緒に耕作したいと考えておられます。調査は【正】を木場委員、【副】を池田委員にお願いしてあります。よろしくお願ひいたします。

議長 それでは、現地調査の報告をお願いします。

木場委員 6番木場です。農地法第3条第1項の規定による許可申請No.4について、5月21日午後2時より、申請人と代理人行政書士立会いのもと池田委員と私で調査を実施しましたので報告いたします。位置図は12ページ、13ページを参照してください。事務局の方からも説明がありましたが、受人はこの申請地の近くに以前3条申請で取得した農地が耕作されないまま荒れていましたので、まずそこをどのようにされるかを聞いたところでした。今度草を払われて、枯れた梅の木だけは残っている状況ですが、それも今後撤去して、埋めて栗を植えられるということです。今回の申請地はきれいに整地されて、さつまいもを植えられるとのことで、準備されておりました。労働力は2人、農機具はトラクター、草払い機、耕耘機等一式持っていらっしゃるということで、自宅からの通作距離は約500mで、問題はないと見てきました。皆様方のご審議をよろしくお願ひします。

議長 はい、ありがとうございます。ただ今4件について事務局の説明と現地調査の報告がありました。ただ今から質疑に入りたいと思います。まず、6ページのNo.1について、皆様の方から何かご質疑ございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 よろしいですか。それでは8ページのNo.2についてご質疑ございませんでしょうか。先程日程第1で、非農地判断を取り消した畑です。何かございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 ありませんか。特にご質疑ないようでございます。次に 10 ページのNo.3 について、何かご質疑ございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 特にないようでございます。次に 12 ページのNo.4 について、何かご質疑ございませんでしょうか。

久木山委員 議長、すいません。

議長 はい、どうぞ。

久木山委員 木場委員が言われた申請地近くの所ですが、栗の木を植えるということですが、植えてから再度調査をする必要があると思うんですが。

議長 今提案がありまして、以前3条で取得した農地について、伐採はしてあるんですが、枯れた梅の木がまだ残っているということで、それを撤去してから栗の木を植えるということのようですので、そちらの方の管理状況については、また後日事務局の方で確認をしてもらおうということで、その調査結果については、また総会の中で適当な時期に報告をしていただきたいと思います。できればその写真を撮っていただければなお良かったんですが。他に何かご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 特にご質疑がないようでございます。一括してお諮りします。日程第3議案第28号農地法第3条第1項の規定による許可申請、今回は4件でございますが、いずれも申請のとおり許可することでご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 異議なしということでございますので、日程第3議案第28号農地法第3条第1項の規定による許可申請4件につきましては、申請のとおり許可することと決定いたしました。

続きまして、日程第4議案第29号農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。今回は6件ですが、6件全

てについて事務局の説明、及び現地調査委員の報告が終了した後に、質疑に入りたいと思います。それではNo.1について、事務局の説明をお願いいたします。

松原主査

日程第4議案第29号農地法第5条第1項の規定による許可申請6件)についてであります。14ページをお開きください。

No.1について説明いたします。譲受人は建築業を営んでおり、資材置場が必要となったため、申請地を買い受けて資材置場としたいための申請であります。なお、代替地として2か所検討しましたが、適当な土地が見つからなかった状況です。第2種農地で市街地近接農地であります。調査員は、【正】を川畑委員、【副】を久木山委員をお願いしてあります。ご審議方よろしくをお願いいたします。

議長

それでは、現地調査の報告をお願いいたします。

川畑委員

4番川畑です。日程第4議案第29号農地法第5条第1項の規定による許可申請No.1について、現地調査報告をいたします。場所等につきましては、資料の14ページ、15ページを参照ください。5月22日(日)午後5時より、行政書士と、久木山委員と私で調査を行いました。事務局からの説明もございましたが、譲受人は建築業を営んでおられ、農地を転用し資材置場として使用したいとのことです。農地区分は第2種農地、市街地近接農地です。造成計画は、現状の地盤高とし、面積453㎡のうち120㎡に砕石敷設を行うとのことです。西側に畑がありますが、緩衝地を設け、日照、通風等支障のないようにするとのことです。また、雨水、排水は自然流下です。周囲の状況は、東側は宅地、西側は畑、南側と北側は宅地です。資金は自己資金で、許可後速やかに施工するとのことです。被害防除計画書及び誓約書、事業計画書、残高証明書が提出されております。私どもの調査では、何ら問題はないと判断しましたが、皆様のご審議をよろしくをお願いいたします。

議長

ありがとうございます。次にNo.2について、事務局の説明をお願いいたします。

松原主査

No.2についてご説明いたします。16ページをお開きください。借人は現在実家住まいのため、申請地の一部を分筆し、義理の父から使用貸借にて土地を借り受け、自己用一般住宅を建築したいための申請であります。なお、代替地として2か所検討しましたが、適当な土地が見つからなかった状況です。第2種農地でその他の農地であります。調査委員は、【正】を西村委員、【副】を池田委員をお願いしてあります。よろしくをお願いいたします。

議長

それでは、現地調査の報告をお願いいたします。

西村委員

9番西村です。農地法第5条第1項の規定による許可申請のNo.2について、5月23日午前9時より、行政書士立会いのもと、池田委員とで調査を実施しましたので、報告をいたします。資料の16、17ページを参照してください。申請地は第2種農地で、その他の農地です。申請人は、使用貸借にて土地を借り受け、自己用住宅を建築したための申請です。代替地を2か所程検討しましたが、不成立だったとのことです。許可後速やかに着工するそうです。融資証明書、被害防除計画書、被害防除誓約書、代替地検討結果一覧が添付されています。擁壁を設け、周囲の農地に被害はないと思われます。用水は公共上水道を利用、排水は西側側溝へ、雨水は南側市道側溝に排水します。汚水・生活雑排水は、合併浄化槽で処理します。東は畑、西は道路、南は道路、北は畑です。以上何ら問題はないと見てきました。ご審議をよろしく願います。

議長

ありがとうございます。それでは次のNo.3について事務局の説明をお願いします。

松原主査

No.3についてご説明いたします。18ページをお開きください。譲受人は、現在借家住まいで手狭であるため、職場等への利便性がよい申請地の一部及び、〇〇の一部を分筆し買い受け、一体利用し住宅を建築したための申請であります。なお、代替地として3か所検討しましたが、適当な土地が見つからなかった状況です。第2種農地でその他の農地であります。調査委員は、【正】を西村委員、【副】を池田委員をお願いしてあります。よろしく願います。

議長

それでは、現地調査の報告をお願いします。

西村委員

9番西村です。農地法第5条第1項の規定による許可申請のNo.3です。5月24日午前9時より、行政書士立会いのもと、池田委員とで調査を実施しましたので報告をいたします。資料の18、19ページを参照してください。申請地は第2種農地で、その他の農地です。申請人は、申請地を買い受け、自己用住宅を建築したための申請です。代替地を3か所程検討しましたが、不成立だったとのことです。許可後速やかに着工するそうです。融資証明書、被害防除計画書、被害防除誓約書が添付されています。土留め工事をし、周囲の農地に被害はないと思われます。緑地と緩衝地を2.4m程度設けます。用水は公共上水道を利用、雨水排水は溜枡を経て北側市道側溝に放流します。汚水・生活雑排水は、合併浄化槽で処理します。東は畑、西は山林、南

は山林、北は市道です。以上何ら問題はないと見てきました。ご審議をよろしく願います。

議長 ありがとうございます。次にNo.4について、事務局の説明をお願いします。

松原主査 No.4についてご説明いたします。20 ページをお開きください。譲受人は、現在借家住まいのため、本申請地を買い受け住宅を建築したいための申請であります。第3種農地で第1種中高層住居専用地域内にある農地であります。調査委員は、【正】を古賀委員、【副】を蓑手委員にお願いしてあります。よろしく願います。

議長 それでは、現地調査の報告をお願いします。

古賀委員 8番、古賀です。農地法第5条第1項の規定による許可申請のNo.4について、5月24日(火)午前9時より、申請代理人立会いのもと、蓑手委員と調査をいたしましたので、報告をいたします。資料の20、21ページをご覧ください。申請地は第3種農地、第1種中高層住居専用地域内にある農地です。転用目的は、現在借家住まいのため、申請地を買い受けて住居を建築したいそうです。申請地の東は畑、西と北側は道路、南側は宅地です。被害防除計画書の造成計画は現状のまままで利用し、被害防除策として擁壁を設け、周辺の農地の日照、通風等に支障を及ぼす恐れを生じさせないため、幅1mの緑地、緩衝地を設けます。建物の高さを4.8mと加減します。用水計画は公共上水道、雨水排水は溜枘で水路放流、汚水・生活雑排水は公共下水道となっております。資金調達計画は融資で、許可後7月着工11月くらいまでの予定です。被害防除計画書、被害防除誓約書、融資証明書等添付されており、何ら問題はないと思います。ご審議の程よろしく願います。

議長 ありがとうございます。それでは、続いてNo.5について事務局の説明をお願いします。

松原主査 No.5についてご説明いたします。22 ページをお開きください。譲受人は、現在、借家住まいで手狭であるため、住宅化が進行し、交通の便もよい申請地及び、〇〇を買い受け、一体利用し住宅を建築したいための申請であります。麓土地区画整理事業区域内にある農地で、第3種農地で第1種低層住居専用地域内にある農地であります。調査委員は、【正】を西委員、【副】を樋ノ口委員にお願いしてあります。よろしく願います。

議長 それでは、現地調査の報告をお願いします。

西委員 5番、西です。農地法第5条第1項の規定による許可申請のNo.5についての調査報告をいたします。5月25日午前9時30分から、代理人の行政書士立会いのもと、樋ノ口委員と私が調査を実施いたしました。資料の22、23ページをご覧ください。申請地は第3種農地、第1種低層住居専用地域内にある農地です。本申請地は住宅街にあり、隣接する雑種地154㎡、実測99㎡も買い受け、一体利用し住宅を建築するものです。周囲に農地はなく、北、東、西は宅地、南は道路です。被害防除として0.5m程度盛り土をし、土留め工事をします。周囲はブロックを積むということです。建物の高さは6m程度に加減します。用水計画は公共上水道、排水計画として、雨水は南側の水路放流、汚水・生活雑排水は合併浄化槽で処理し、既設側溝へ放流します。被害防除計画書、被害防除誓約書、融資証明書、仮換地指定通知が提出されています。許可後すぐに着工したいとのことです。私どもの調査では、何ら問題はないと見てきましたが、ご審議の程お願いいたします。

議長 ありがとうございます。次にNo.6について事務局の説明をお願いします。

松原主査 No.6についてご説明いたします。24ページをお開きください。譲受人は現在借家住まいで、自己の住宅を建築したいための申請であります。なお、代替地として3ヶ所検討しましたが、適当な土地が見つからなかった状況です。第2種農地で市街地近接農地であります。調査委員は、【正】を蓑手委員、【副】を古賀委員にお願いしてあります。よろしくお願いいたします。

議長 それでは、現地調査の報告をお願いします。

蓑手委員 2番蓑手です。農地法第5条第1項の規定による許可申請No.6についての調査報告をいたします。5月23日(月)午前9時から、現地で譲受人の代理人立会いのもと、古賀委員と私が調査を実施しました。位置図は24、25ページを参照してください。農地区分は第2種農地、市街地近接地にある農地です。転用の目的は、譲受人は現在借家住まいで申請地を買い受けて、自己の住宅を建築するために転用するとのことです。付近の状況は、西側と南側が市道に面した角地であり、北側に住宅、東側は隣接する住宅への進入路、周囲は住宅化しつつあり、農地には影響しません。目的の確実性については、土地取得、造成、建築費用は融資資金で、融資証明書が添付されています。工事は許可後8月に着工し、12月完了の計画となっています。宅地の

造成は現状のままで利用し、西側をブロック積みの土留め工事をして、南の市道側に入り口を設けます。公共上水道、雨水排水は市道の水路へ放流、生活雑排水は合併浄化槽で処理をする計画です。被害防除計画書、被害防除誓約書が添付されています。私どもの調査では、転用について何ら問題はないと判断いたしました。皆様のご審議方をよろしく願いいたします。

議長

ありがとうございます。ただ今No.1からNo.6まで、事務局の説明及び現地調査の報告がありました。ただ今から質疑に入りたいと思います。1件1件別々に検討していきたいと思います。まず、14ページのNo.1について、皆さんの方から何かご質疑ございませんか。ちょっと私の方から質問してよろしいでしょうか。資材置場ということで、排水については、自然流下ということだったんですが、雨水の排水はどこか近くに水路があるのでしょうか。

川畑委員

地図でいきますと、〇〇の西側の畑の方向と、〇〇の宅地の方向ですが、側溝自体はございませんが、自然放流で全部まかなわれております。北側の方がお父さんの宅地なんです。〇〇の方にも水が分散されております。

議長

分散して自然に流れていくということですね。

川畑委員

はい、現在も分散の状態です。

議長

特に、雨水が1箇所集中するわけではないですね。

川畑委員

現地を見た限りでは、西側の畑も作ってありますが、流れたような傾向はありませんでした。

議長

他にご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

よろしいですか。次の16ページNo.2について何かご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

よろしいですか。次に18ページNo.3について何かご質疑ございませんか。

久木山委員 (スクリーンの方を指して) 家が見えるものですから、どの場所にあるのかと思ひまして。

議長 写真をどちらの方向から撮っているんですか。北側の道路から撮っているんですか。ということは、手前の道路に面している所が原野ですよね。

久木山委員 ということは、あの家はどこにあるのですか。

篠原主幹 18 ページの地図の〇〇の一部の原野と書いてある所に倉庫が建っていました。

久木山委員 そこは〇〇さんの倉庫ですか。

松原主査 そうです、はい。

議長 この地図を見れば、奥の方は田になっていますが、田んぼじゃないような気がしますけどね。他にご質疑ございませんか。

西委員 すみません、写真と地図が合致しないので、どこから撮ったか教えてもらえますか。

篠原主幹 写真はですね、18 ページの地図でいきますと、北側に道と書いてある所から、南に向かって撮っています。

西委員 道から撮っていますと、その先は田んぼのはずですけど、位置関係がわかりません。地図を反対にした感じで撮っているということですか。(スクリーンを指して) この木の向こうが田んぼということですか。

篠原主幹 そうですね。

議長 航空写真でも合わせて見ればいいんでしょうけど。それでは、次に20 ページのNo.4 について何かご質疑ございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 ご覧ですか。それでは 22 ページのNo.5 について何かご質疑ございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 いいでしょうか。次の 24 ページNo.6 について何かご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 ご覧いませんか。特に他にご質疑ないようでございますので一括してお諮りしたいと思います。日程第 4 議案第 29 号農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請 6 件については、いずれも申請のとおり許可することでご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 異議なしということでございますので、日程第 4 議案第 29 号農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請今回は 6 件でございますが、いずれも申請のとおり許可することによって決定いたしました。

続きまして、日程第 5 議案第 30 号非農地証明願についてを議題とします。なお、農業委員に関する議案でございますので、「農業委員会等に関する法律第 31 条」及び「いちき串木野市農業委員会会議規則第 11 条」の規定により、「委員会の委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない」となっておりますので、関連する委員、今回は〇〇委員はご退席をお願いします。

〇〇委員退席後

今回の申請は 1 件ですが、違反転用指導の事案ですので、事務局の説明を受けた後に質疑に入りたいと思います。それでは、事務局の説明をお願いいたします。

松原主査 日程第 5 議案第 30 号非農地証明願についてであります。26 ページをお開きください。No.1 について説明いたします。申請地は昭和 50 年に貸家を建築して以来、宅地として利用し現在に至っている状況であります。よろしくお願いたします。

議長 ただ今、事務局の説明がありました。昭和 50 年頃に貸家を建築して、貸していたということで、(スクリーンの)写真のような状況です。何かご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

ございませんか、それではお諮りします。日程第5議案第30号非農地証明願については、申請のとおり非農地証明書を発出することでご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長

異議なしということですので、日程第5議案第30号非農地証明願につきましては、申請のとおり非農地証明書を発出することで決定いたしました。〇〇委員はまた自席へお戻りください。

〇〇委員着席後 それでは次に進みます。

日程第6議案第31号農用地利用集積計画書案(一括方式)についてを議題とします。なお、「農業委員会等に関する法律第31条」及び「いちき串木野市農業委員会会議規則第11条」の規定により、「委員会の委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない」となっておりますので、関連する委員、今回は〇〇委員でございます。ご退席をお願いいたします。

〇〇委員退席後

それでは、事務局の説明をお願いします。

棚町主査

28ページをお願いします。日程第6議案第31号5月分の農用地利用集積計画書案一括方式は、7件7筆5,743㎡です。前回は基盤強化法の契約であったものから中間管理法の契約に変更する1番と7番、それに、前回は基盤強化法の契約であったものを今年2月の総会時に合意解約をして、中間管理法の契約に変更する6番を含み、これらは全て新規の契約です。所有農地のある借人の方は、農地を全て耕作しておられます。また、貸人の方で()書きの方は亡くなっていらっしゃる方です。利用権を設定する者の欄は、相続代表者の氏名を記載してございます。よろしくをお願いします。

議長

ただ今、事務局の説明がありました。今回は、7件7筆5,743㎡の利用集積計画です。1番と7番は基盤強化法の利用権設定であったものを、契約期間満了に伴い、今回農地中間管理事業にませ替え、6番は今年2月の総会に合意解約のあった畑であります。何かご質疑ございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

特にご質疑ないようでございますので、お諮りします。日程第6議案第31号農用地利用集積計画書案(一括方式)につきましては、28

ページにある一覧表のとおりの内容で決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長

異議なしということでございますので、日程第6議案第31号農用地利用集積計画書案(一括方式)につきましては、28ページに掲載してありますとおりの内容で決定をいたしました。〇〇委員はまた自席へお戻りください。

〇〇委員着席後 それでは次に進みます。日程第7議案第32号いちき串木野市農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針の策定(案)についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。

篠原主幹

説明に入ります前に、表紙の会次第日程第7議案第32号いちき串木野市農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針の策定について(案)が抜けておりましたので、(案)を記入してください。(以下事務局29ページから33ページ説明)

議長

今、数値目標だけの説明があったんですが、この(2)に書いてあるそれぞれの具体的な推進方法についても、初めての方もいらっしゃいますので、一通り説明してください。

篠原主幹

それでは、31ページ第2具体的な目標と推進方法につきましては(2)遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法①農地の利用状況調査と利用意向調査の実施について(以下事務局31ページ読み上げ)

議長

1つずつ協議をしていきますので、一旦そこまで。ただ今31ページの目標は、今後10年間の目標なんですけど、当面の目標ということで、3年後の目標も合わせて表示してあります。今説明がありましたとおり、31ページは遊休農地の発生防止・解消についてという項目であります。(1)の表の一番上の現状、遊休農地面積が255.8haあるということで、これを10年後の令和14年3月には半分の面積に減らそうと、そういった大きな目標を立てて、それを均等割りして按分していくと、3年後の目標が217.4haに減らしていくと、そういった考え方で、この上の数値は設定をしてあるということです。合わせて、この管内の農地面積というのが現状で1,006haですが、転用とか農地のかい廃とか、色々な要素で、農地もどんどん減っていきますので、10年後には、895haまで農地そのものが減っていくということで、遊休農地の面積も減るんですが、分母になる管内の農地面積も減りますので、1番右側の遊休農地の割合については半分にはならない

ですね。14.3%となっております。2番目の具体的な推進方法については、利用状況調査と利用意向調査の実施を徹底する、特に担い手等への農地の集積が一つの手法になるんですが、それだけでは足りないんで、(2)①の○がありますが、2番目の○利用意向調査の結果を踏まえて特に帰農者とありますが、そこに「定年」を入れた方がいいんじゃないかと思います。よそに住んでいた方が定年で田舎に帰ってきて、農業を始めるというようなパターンも想定されるということで、そういった定年帰農者の意向に配慮して、遊休農地の斡旋をしていくといった考えです。それと、農地の貸し借りについては、中間管理機構への貸付けを推進していくということと、合わせて遊休農地の中で再生困難な農地については、積極的に非農地判断をして、守るべき農地とそうでない農地の明確化を図っていくということを書いてあるところです。このところで、皆さん何かご質疑やご意見はないでしょうか。

外菌委員 はい。

議長 はい、どうぞ。

外菌委員 遊休農地の面積を、農政課はどこまでこの数値的なものを把握しているのか。というのが、例えば羽島で言えば、法面なんかの状況が改善されれば、まだ耕作することができて、いくらか遊休農地の対策につながる、そういう思いで話をしています。

それと、今ありました帰農者、うちもなんですけど退職してから本格的に農業を始める、あくまでも認定農業者を主体としたものの言い方、実質いちき串木野市に対しては新規就農者が1人か2人、或いは1経営体のレベルだから、実質現在ある農地を守るためには、今小さいけれども農地を耕作している人たちに対しての恩恵というか、私も実際自分でやり始めて、市や農協から補助をもらってしようという意欲をもったんです。例えば、施設に投資をするためには1/2の補助を出しますよというのがわかっているからやってみようと、農地を拡大しようという状況があるんです。そういうのが、農政課は実態をわかっているんでしょうけど、この間の話の中でも伝わってこなかったもんだから、そこを農業委員会と協議をしながら進められたらいいのかなと思って。どこまで考え方が農政課の人に伝わったのかなと思いました。

蓑手委員 いいですか。

議長 はい、どうぞ。

蓑手委員

私も、外菌委員に付随する形で、たまたま5月10日に2班の農地パトロールを荒川地内で基盤整備地内を見て回った中において、41筆程半日かけて調査をして回った中において、21筆がもう荒地になっている、その荒地も草刈機では刈れない部分、要するに機械力を入れた形でないとな保全管理状態まで復元できないような状況でやっていると。そこにおいて、中山間事業並びに保全会事業等のところでやる協定区域から外れて、地権者管理に任されている、放っておかれている、そしてその地権者が地元在住ではなくて、市外の子供達に移っている。自分の田んぼもどこにあるんだろうかという感覚になっているんだろうなということでの復元対策が、1年1年おいていけばとんでもないことになっていく格好になっているから、行政を動かさなくてはいけないんだなと、この前の実態調査で感じているところです。

自分たちはこういう数字は上げられるけれども、どういう格好で具体的に指導していくとかいう部分については、こういう制度があるから利用しなさいよ、ということが何かできないのかと思うところです。

議長

今、外菌委員や蓑手委員がおっしゃったこと、この2番目の具体的な推進方法の中に入れ込むような何か表現はないですか。行政の支援ですかね。

蓑手委員

そういったものも1項目入れていただきたいです。

議長

農業委員会の立場で言えば、農政課との連携の中で、そういった既存の施策なり、或いは解消に必要な新しい施策の設置とか。

外菌委員

ただ、いちき串木野市の中で、農業委員会はこうだし、農政課はこうだという、一体感が感じられなかったものだからそういう話をしました。もし、そういうのを入れられるのであれば構わないと思うのですが、あくまでもこの数値、例えば遊休農地を1/2にしますよという農業委員会の考え方と、それを受けて農政課もそれに付随する具体的な方策はどうするのかということがちゃんと理解された上での数値であれば、問題無いと思います。

議長

31ページの(2)②の農地中間管理機構との連携というところがありますけど、ここらあたりに今おっしゃったような農政課との連携、既存施策との連携というようなことも盛り込んだ方がいいのかなと思ったんですが。

川畑委員

いいですか。

議長 はい、どうぞ。

川畑委員 農地中間管理機構と契約するようと言うけど、借り手がいないと何も機能しないわけですよ。そこを借りますという人が出ないと、どんなに遊休農地を減らそうとしても、全然機能しないわけですよ。どうして遊休農地を減らすかということをもまず考えないと、数字の上で言ったって何にもならないですよ。

議長 そこらあたりをもうちょっと肉付けするような表現にしていっていいんじゃないかと思うんですが。

久木山委員 文書はこのままにしておいて、農業委員会と農政課との繋がりが薄いから、今後は年に何回か会議をして、その中で遊休農地の解消というのをやっていかないと。中間管理機構を利用しても、借りる側がいなければ何にもならないわけであって、地権者も自分の土地も見られない立場になってきています。この文書は、農業委員会の目標ですからこれでいいと思うんですよ。農政課と連携をとった形で遊休農地の解消ということをやっていけばいいんじゃないですか。これを文書に入れたって、簡単に言うけど連携ができないとなお難しくなっていくから、なるべく遊休農地を令和14年3月までの10年間に127.9haに減らすという目標に向かってまい進する方向で考えた方がいいのではないのでしょうか。

議長 はい、どうぞ。

篠原主幹 今日この指針について審議していただいた上で、農政課の方にも渡しまして、審議の中で農政課の方で何らかの支援とかあればといった話がありましたと伝えます。

久木山委員 年に1回、この前農政課の活動内容を聞いたんですが、今まではそれで終わっているんですよ。年に何回かは農政課と一緒にあって、遊休農地の解消について協議をして改善策をお互いが考えて、先祖から貰った農地だから、次の世代に残していくように審議するというのもいいんじゃないですか。

議長 文書表現については、事務局の方でも修正というか、肉付けができないか検討してもらおうということで、上の方の数値目標については、10年間で現在の遊休農地を半分に減らすということでもいいですか。

外菌委員 見えないからこれでいいんじゃないですか。

議長 前回の時も、大体半分に減らすということでした。

久木山委員 農地面積が減ってきているわけで、一応目標だからこれでいいんじゃないですか。

議長 数値目標は半分に減らすということでもいいですか。それではまた、具体的な推進方法についての文言については再検討をして。

③の非農地判断について、利用状況調査と同時に実施する利用状況調査と、同じことを繰り返して言っていますが、前は荒廃農地調査と別々だったから、そのことを言っているのかと思ったんですが、そういうところの細かい文言をチェックをしていきたいと思います。

それでは、次の 32 ページについて、(2)の具体的な推進方法について、ここは担い手への農地の集積・集約化の項目です。推進方法を説明してください。

篠原主幹 資料の 32 ページ真ん中あたりですけど、(2)担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法につきまして
(以下事務局 32 ページ読み上げ)

議長 今、具体的な推進方法について説明がありました。上の数値目標については、目標設定の考え方のところアンダーラインを引いてありますところ、まずは利用権設定更新分をできるだけ担い手へ移行させることを優先的に行い、年間 8ha、3年後には 24ha の集積面積の実現を目指すと書いてありますが、どこからきた数値なのか、この数値はですね、本当はまだ別な方法もあるんですが、この前の 4月 20日の時も資料が付いていたんですが、県全体で毎年 2,000ha くらいずつ新たに担い手等へ集積をしているんだそうです。それを市町村ごとに農地面積とか、それまでの集積面積の実績とかで、市町村ごとに按分していくと、いちき串木野市は 8ha になるんだそうです。お隣の日置市は 68.8ha で、市町村ごとに農地面積は異なりますし、集積実績も異なりますので、県全体で実績は 2,000ha なんですが、その 1割増しの 2,200ha を県全体の目標にして、それを市町村ごとの農地面積なり、それまでの集積実績等を考慮して市町村ごとに配分した面積が 8ha で、1年間の新規に担い手等へ集積をする目標の面積の数値です。これは県の農業会議と、県の方で協議をして決めた数値ですので、それを使っていいですよという説明がありました。8ha が大きいかわりに小さいかについては、後で議題に上がりますが 36 ページを見てください。令和 3 年度の活動実績の表です。担い手への農地の利用集積・集約化、その 2 番目の項目を見ていただくと、令和 3 年度の目標及び実績、集積目標は 149ha、集積実績が 155ha、うち新規の実績が

22ha とあります。これが正しいということであれば、令和3年度は担い手とか新規就農者等に対して新たに新規で22ha集積をしたという実績があるわけですね。その数値からいって、今回目標で示された8haは少ないんです。だからそこらあたりを8haでいいのかどうか、目標は大きければいいのではなくて、達成可能な目標というのも1つの設定の仕方だと思うんですが、県が示した8haで当面は目標としておこうということで、それを実績として上回ることは何も問題は無いし、そういった状況が出てくればなおいいと思うんですが、そういったこともありますので、今回は8haを単年度の新規集積面積に挙げてありますので、そこらあたりもよく検討していただきたいと思います。

この、担い手というのはご存じですね。認定農業者、認定農業者の所得目標の水準に既に達している人、認定新規就農者、集落営農、この4つの農家形態が担い手という位置づけになっていますので、それ以外の方に農地を集積しても、ここの集積面積にはカウントされないことになります。ですから、農地中間管理事業で毎月の総会で集積計画を審議しますが、あの中で認定農家とか、認定新規就農者、集落営農が該当するのはほんのわずかなんですよね。大部分は担い手以外の方に集積する計画が多いんですよね。だからこの担い手の集積率が今現在で本市は16.9%、県全体の平均が46%くらいなんです。だから将来の目標は、鹿児島県の場合は県全体で90%を担い手へ集積しようという大きな目標があるんですけど、まだそこには到達しないし、10年後も難しいんじゃないかなと思うことなんです。本市の場合はそれより更に下回っているということです。担い手の数が少ないということも1つの理由になるんですが。そういった背景がありますので、ここらあたりは8haという新規の集積目標については、妥当な線なのかなという感じはしますが、何か皆さんの方からご意見ありませんでしょうか。新規の面積ですので、中間管理事業とか利用権設定の契約満了で、それを単純に更新しても、新規の集積面積にはならないわけです。増えないといけないということが、この数値目標ですので、単純な更新はあまり効果がないということなんです。効果が無いというわけではないんですが、それを更に上回って新しく集積をしていきなさいという目標です。何かご意見ございませんでしょうか。なかなか数値としてイメージがわからないんですけど。

木場委員 すみません。

議長 はい、どうぞ。

木場委員 今、会長が認定農家に集積しないと数字としては上がらないと言わ

れたんですけど、前から農政課の方に認定農家の数をもう少し増やすことで話をしていますが、目標が高いからと言われて、なかなか候補者がそんなにいないと言われたんですけど、長島町があくまでも目標だからということで、最初は1haくらいしか耕作をしていない人も、5年後の目標を、そこに達成しないにしてもすごく沢山の目標を掲げていらっしゃるんです。だから、そういう基準を農政課の方でも変えてもらおうとですよ、例えば、〇〇さんも定年後に一生懸命されていますが、ここにも定年後の帰農者の意向に配慮しとあるんですけども、〇〇さんも沢山耕作していらっしゃいますけど、認定農家ではない。ですからあくまでも目標は目標であるので、300いくらですか。

議長 360万円ですね。

木場委員 なかなか360万円の目標ですか、そここのところの考え方を農政課も変えてもらって、もう少し認定農家を増やしてもらえるようにしていただきたいです。

議長 今、木場委員がおっしゃったのは、35ページを見てください。表がありますが、真ん中の段の右側、認定農業者、基本構想水準到達者、認定新規就農者がありますよね、こここのところなんです。ここに掲げている農業形態に集積しないと、担い手への集積面積にカウントされないんですよ。ですから今おっしゃったのは、1番上の認定農業者が41経営体ありますが、こここの数をもっと増やしていかないといくら頑張っても担い手への集積には効果が無いということなんですよ。ですから、受け手となる担い手をもうちよっと増やす方策を検討していかないといけないということです。新規就農者も増やすということと、認定農業者についてももうちよっと掘り起こしをして、これは本人の申請ですから、行政から強制的にしなさいというわけにはいきませんから、そういったところに力を入れていけば、対象者自体が増えますので、担い手への集積面積も増えてくるのかなと思っているところなんですけど、なかなか認定農家もあまり増えない。最近では更新をしない、もう辞めますという人も2~3いるもんだから、新規に認定しても減っていき、なかなか伸びない、横ばいでしか推移していないという状況なんです。そこらあたりの背景はよく理解をしていてください。

次に進みます。33ページの新規参入の促進について。

篠原主幹 資料33ページ真ん中あたりですけど、(2)新規参入の促進に向けた具体的な推進方法につきまして
(以下事務局33ページ読み上げ)

議長

新規参入については、年間1経営体、新しく新規就農者として就農する人を1経営体ずつ推進していこうということで、これはうちだけじゃなくて、農政課の力の方が大きいと思うんですが、農業委員会としては新規就農者が農地を求めている場合の農地の斡旋、そういったことで協力をしていくということになると思うんですが、それと、新しく出てきているのが就農相談会への参加、出席ですね。よそからIターンとかUターンとかありますけど、就農相談への対応とか、県が主催する就農相談会等への出席参加、そういうことを通して本市へ新規就農者を呼び込んでいこうという考え方ですね。それと、最近は建設業なんかの企業もだんだん辞めていく方で、一時は公共事業等が減って農業を始めようという企業があったんですが、最近はそういった企業も減ってきて、農業から撤退する企業も出てきている状況で、そちらの方もなかなか厳しいかなと思っているところですが、選択肢の一つとしてそういった企業も入っていただくような方策をしていかないと、なかなか目標の1経営体というのは、達成が難しいのかなと思っています。目標の数値についてはいいですか。年間1経営体ということで。これは説明を受けたばかりで、なかなか詳細なところまで各委員の方にも見れていないと思いますので、持ち帰っていただいて、もし文言の修正とか追加とかあったら、いつまでに出せばいいですか。

篠原主幹

いつまでということには言われていないんですが、前回は6月に出しております。この後にご説明します活動の点検・評価に関連してきますので。

議長

それでは、後の議題まで含めた中で期限を決めましょうか。日程第7議案第32号についての大まかな数値目標については、理解をしていただいたと思いますので、詳細な文言等についてはまた後日修正が可能ということですので、議案としての採決をしたいと思います。日程第7議案第32号いちき串木野市農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針の策定(案)については、今説明のあった内容で決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長

異議なしということでございますので、日程第7議案第32号いちき串木野市農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針の策定(案)については決定をいたしました。詳細な文言の修正等については、後日まとめて出していただきたいと思います。

(暫時休憩)

議長 日程第8議案第33号令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)並びに令和4年度最適化活動の目標の設定等(案)についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。

篠原主幹 それでは、日程第8議案第33号令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)についてご説明いたします。
(以下事務局34ページから42ページ説明)

議長 令和3年度の点検・評価についての説明がありました。詳細について説明がなかったものですからよく理解されたかどうかはわかりませんが、まず35ページの統計数値について、特にご意見やご質問はありませんか。農林業センサスとか、各種統計データに基づいて数値を入れてありますので、センサスについては、別添で市町村別の数値の資料も付けてありますので、後で参考にしてください。また、先程言いました認定農業者とか基本構想水準到達者等の数値については、農政課の方から情報を得ているデータです。特に何かございませんか。

次の36ページ担い手への農地の利用集積・集約化のところです。2番目のところで目標と実績、目標が149haであったのが実績で155haということで、そのうち新規の集積実績としては22haということです。これまでの集積面積が1番目に書いてある133haあります。これが実績で155haになりましたから、新規に22ha増加したということです。1番下の4番目のところについては、目標に対する評価、農業委員、農地利用最適化推進委員の活動により22ha農地の集積をすることができ、年間目標の104%となった。活動に対する評価については、今後も農地利用最適化推進活動の一環として、農業委員会と市が連携し、担い手への農地利用集積・集約化に取り組む必要がある。何か皆さんの方からご意見、ご質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 特にありませんか。37ページの新たに農業経営を営もうとする者の参入促進ということで、2番目のところにあります令和3年度の目標及び実績については、目標が1経営体0.5haということだったんですが、実績として1経営体、これは生福の〇〇さんという方をカウントしてあるんだそうです。水稻と露地野菜を作っているということで、昨年3月に県立農大を卒業して、4月に就農して、親元で新たに経営を始めたということのようです。お父さんは養鶏をしていらっ

しゃるんですけど、本人は水稻と露地野菜を作っているということで新規参入にカウントしてあるそうです。

それでは、38 ページの遊休農地に関する措置に関する評価、ここはですね、2 番目のところの令和 3 年度の目標及び実績で、目標が 13ha だったんですが、解消実績で 40.8ha ということで、達成状況は 314%、3 倍解消したということです。この主な理由は下の方に書いてありますが、令和 3 年度から利用状況調査で A 分類の中の保全という項目を表に出して、その数値を拾い上げて行って、その分の A の保全については、遊休農地ではありません、いつでも耕耘とかすれば耕作が可能という状態にある農地を指すということで、遊休農地とは言わないということの分類がありまして、今までは遊休農地というとらえ方をしていたものが、A の保全については遊休農地ではないということで、そういったものの分が減ってきたために実績にカウントされて 40.8ha になったということです。事務局は A の保全でカウントしたものの以外に、実際に解消した面積がわかりますか。

篠原主幹

A の保全につきましては令和 3 年度が 25ha、A の保全以外につきましては、この遊休農地の解消の実績の中には遊休農地から非農地になったものや、違反転用も含まれております。

議長

当たり前で耕作する形での解消というのもありますか。

篠原主幹

それだけではないです。

議長

そういったものがどれだけあるんですか、ということです。わかりますか。

篠原主幹

その数値は拾ってありませんでした。

議長

そういうのもあるんでしょう。

篠原主幹

はい。

議長

40.8ha の大部分は A の保全を遊休農地ではないという扱いにしたために、かなりの実績は上がってきたんですが、それ以外に B 判定になったということですかね。今まで遊休農地だったんだけど、荒廃の程度が進んできたものだから B 判定で非農地にしたとか、或いは違反転用でちゃんと処理をしたとか、そういったものも含まれているということです。内訳については、面積は詳細には把握できていない、調べればわかるんでしょうけれども、手元に数字がないそうです。何

かご質問、ご意見ないでしょうか。去年の夏にした利用状況調査の直前になって、荒廃農地調査と利用状況調査を一本化するという通知がきて、バタバタして利用状況調査をしたんですけど、その遊休農地のA分類の中の緑区分、黄区分の考え方が去年の調査には反映されていないんですね。ですから、今年の調査にあたっては、A分類を保全、緑区分、黄区分ということで、3通りに分けないといけないということです。それ以外を非農地、赤判定の分ですね、そういった内訳で調査をしないといけないということになるようですので、今年の利用状況調査は、また目揃えなんかをして進めていきたいと思えます。38ページはよろしいですか。

39 ページの違反転用への適切な対応ということで、これまで違反転用面積が29haあったのが25.5haに減ってきたということで、差引き3.5haの違反転用が解消されたという、見かけ上そういうことなんですけど、1番下を書いてある活動に対する評価というところで、実際は個別指導によって転用申請、農業用施設の設置届、非農地証明願い等があつて、4.6ha減ったんですけど、新たに違反転用が1.1ha判明したということで、差引3.5haの減になったということのようです。新たに1.1haも本当に出てきたのかなというような感じもするんですけど、数字上はそういうことになっているということでございます。何かご意見ございませんか。違反転用については、先週号の農業新聞の1面に全国的な数字が載っております。参考に見ておいてください。よろしいですか。

40 ページ、41 ページは毎月の許可申請があつた分の数字を単純に入れてありますので、ここらあたりは事務局の方で間違いなく数字が入っていると思えます。41 ページの4番目情報の提供等のところは、データがまだ揃っていないので、正確な数字は入れられないということで、去年の数字を入れてあります。

42 ページ、地域農業者等からの主な要望・意見及び対処内容ということで、毎年市長、議長に提出している農業振興に関する意見書に挙げられた項目を、認定農家とか新規就農者とか意見を聞いて、意見書に反映させていますので、そういった意見を聞いて掲載してあるということです。

この令和3年度の活動の点検・評価について何かご意見ありませんか。後でもいいですので、お気づきの点は事務局へ出してください。

それでは、先に進みます。43 ページからの令和4年度最適化活動の目標の設定等(案)について、説明をお願いします。

篠原主幹

それでは、43 ページの令和4年度最適化活動の目標の設定等(案)についてご説明いたします。

(以下事務局 43 ページから 45 ページ説明)

議長

今年2月に出されました農水省のガイドラインに基づいて、様式自体も変わってきておりますし、活動日数目標の設定も新たに盛り込まれております。遊休農地については、去年の利用状況調査では、我々はしていなかったA分類の中の緑とか黄とか、新たな区分も出てきているものですから、そういったところの解消の目標設定がされております。

まず、43 ページからいきたいと思います。これは、農林業センサスと、農業委員会の委員の状況ですので、それと耕地面積、これも耕地面積調査から拾い出した数字ですので。それから、認定農業者等については、35 ページの数字からすると若干変わっていますね。認定農業者が41であったのが39に減っているし、基本構想水準到達者は14が18に増えている、新規就農者は変わらない、集落営農経営も変わらない、ここらあたりの数字が変わっていますが、これは農政課でおさえている数字です。ここは特段、よろしいですかね。

次の44 ページの最適化活動の目標、まずは担い手への農地の集積、目標として令和4年度は新規に8ha、先程説明して資料も別添で配られました、県で示した本市の目標面積8haを設定するということで入れてあります。それから(2)の遊休農地の解消については、現状1号遊休農地が87haで、それは全て去年の段階は緑区分という位置づけにしてありました。ここらあたりは今年の調査で変わってくる可能性はありますが、前年度の時点では87haが緑区分ということですね、その解消に向けて緑区分の87ha割る5の5年間で解消するということの1年分で17haを書いてあります。黄区分は、去年はそこをとらえて調査をしていないので、設定をされておられません。今年の調査で数字が出てきたら、来年度以降設定をするということですね。それから、新規発生遊休農地は前年度に新たに遊休農地になったのが7haでありますので、これは1年間で全て解消しないといけないということのようですので、7haを解消するということで入れてあるそうです。何か皆さんの方から、担い手への集積、遊休農地の解消、ご意見、ご質問ありませんか。

樋ノ口委員

ちょっといいですか。

議長

はい。

樋ノ口委員

1番最後に言われた遊休農地の解消についてですが、これだけのパトロールをされたわけですね。それは本当に解消できる部分なのか、もうできない所も入っているのか、ただ発生したからこれだけで

あったのか。

議長 事務局、これは87haの中のうちの内数になっているんですか。

篠原主幹 そうです。ただですね、樋ノ口委員が指摘されたんですが、遊休農地というのがあくまでも耕作できる状態に戻せる農地であって、そこができない農地となると、非農地になるので、今ここで言っているのは耕作できる状態に戻せる農地ということになります。

樋ノ口委員 それでは、非農地はこれにあるということですね。

篠原主幹 非農地は別です。今のここで言っているのは遊休農地なので。

樋ノ口委員 非農地はどこにあるんですか。

篠原主幹 今はもうB分類ですね、通知済と通知無し、判断未了の分を合わせると726haです。

議長 緑区分ですから、非農地とは全く別の再生可能な農地ですよということで、これを解消しようという目標です。この44ページの目標のaのところは、単年度で17haですよ。1番下のイのところの7haは全く別ものですか。ダブってはいないんですか。

篠原主幹 ダブっています。農業会議の話しではここは同じ数字にしてもいいということだったんですが、新規発生ということでの数字を入れてあります。

議長 17haのうちに7haは含めてもいいということですか。

篠原主幹 そうですね、そのイの部分の17haにしてもいいということです。

議長 ただ、前年度に新規発生した分は、1年で解消しなさいということなんでしょう。上の方の17haは、85haを5年間で解消しますから、その1/5を挙げるということでしょう。ここらあたりは、かなり厳しい目標ですよ。

45ページの新規参入のところはよろしいですか。ここの面積の目標のところ、0.7haは直近3年間の平均の権利移動面積が7haありますので、そのうち1割程度は新規参入者に流動化してくださいという意味ですよ。

篠原主幹

そうです。

外菌委員

今年新規参入者は、誰かいらっしゃるんですか。

篠原主幹

新規参入者は、れんこんをされていらっしゃる〇〇さんと、もう1人いるということでお聞きしたんですが、〇〇さんに関しましては令和4年度の実績にすることです。

議長

認定新規就農者にならなくても、それはいいんですか。将来的に認定新規就農者にならないと、この新規参入にはカウントできないとか、そういったことはないんですか。実は、5月になってから新たに面積は1反ですが、別のれんこんを作る人に、中間管理事業で田んぼを斡旋したんですよ。その人は、新規なんです。勤め人で、兼業農家になるんですけど、食べるれんこんじゃなくて、観賞用のれんこんを作りたいということで、しかも地植えじゃなくて、ポットで、大きなバケツに水と土を入れて、そこにれんこんを入れて観賞用のれんこんの種苗育成、花を売るんじゃないで、種れんこんを生産して、インターネットで売るんだそうです。そういった人のために1反くらい田んぼを斡旋したんですよ。まだ手続きはいまからですが、そういったものも新規にカウントしていいんですか。

篠原主幹

その方かどうかはわかりません。あと1人いるということですよ。

議長

〇〇さんという方です。

西委員

すみません、いいですか。

議長

はい。

西委員

前の表の分なんですけど、担い手一覧表についてなんですけど、それは令和4年度分の新しい新規就農者の表はただただの表なのか、それとも、必要があったら自分から農政課に行ってもらおうとか。

議長

この前、記録簿を書く時の説明の時に貰ったんじゃないですか。

西委員

いいえ、個別の表を以前貰ったんですけど。

議長

活動記録簿を書く時に、担い手が誰かというのがわかるように、名簿を貰ったような気がするんですが。認定農業者とか、基本構想水準到達者とか、認定新規就農者とか。事務局から何か配られたと思いま

すが。令和4年度の新しい分をまたください。

篠原主幹

はい。農政課の方をお願いします。

議長

記録簿を書くときに、受け手が認定農業者か、新規就農者か丸を書くところがありますので。それから、最適化活動の活動強化月間を3回設定しなさいということで、11月、12月、2月に利用状況調査の結果を受けた意向調査ということで、3ヶ月を強化月間ということに設定をしています。これも今回から新しく設定された項目です。いいですかね。それから、新規参入相談会への参加目標ということで、県の農業会議が主催する就農・就業相談会に、農業委員が誰か1人以上出席すれば、目標を達成するという事です。日程が決まりましたら、またご協力をお願いしたいと思います。目標の設定については、以上のようなことですが、全体を通して令和4年度最適化活動の目標の設定等について、ご意見、ご質疑ありませんか。

先程の令和3年度の活動評価、指針、ここらあたりは持ち帰っていただいて、細かい部分の表現とか文言とか、数字的なことも含めて、もしお気づきの点がありましたらご連絡ください。

篠原主幹

この後、県の方に提出することになっておりますので、県の方に提出した後に文言とか修正があった時は来月中にしたいと思っております。

議長

委員からの修正等はいつまでできますか。

篠原主幹

来月の総会までをお願いします。

議長

先程の議題の指針、令和3年度の活動の評価、それから令和4年度の目標設定、これについて後でまた気づいた点がありましたら、来月の総会までの間に具体的に指摘をして、申し出てください。それでは、お諮りします。日程第8議案第33号令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）並びに令和4年度最適化活動の目標の設定等（案）につきましては、34ページから46ページまでのこの内容で決定してよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長

異議なしということでございますので、日程第8議案第33号令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）並びに令和4年度最適化活動の目標の設定等（案）につきましては決定いたし

ました。

議事は以上で終わります。

議事録署名委員

• _____

• _____